

河北町新型インフルエンザ等対策行動計画(案) 概要

○計画の概要

1 位置づけ

河北町新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「町計画」という。)は、新型インフルエンザ等対策特別措置法第8条の規定に基づき、町における新型インフルエンザ等の対策に関する基本的な方針及び町が実施する措置等を示すもので、新型インフルエンザ等対策政府行動計画(以下「政府計画」という。)及び山形県新型インフルエンザ等対策行動計画(以下「県計画」という。)に基づく町計画に位置づけられるものである。

2 対象とする疾患

- ・ 新型インフルエンザ、再興型インフルエンザ、新型コロナウイルス感染症、再興型新型コロナウイルス感染症
- ・ 指定感染症(既知の感染症で重篤なもの)
- ・ 新感染症(未知の感染症で重篤なもの)

3 計画の見直し

政府計画及び県計画の見直しがあった場合には適時適切に変更を行う。

○今回の計画の見直しの内容(ポイント)

今般、令和6年7月に改正された政府計画及び令和7年10月に改正された県計画に合わせ、町計画を改正する。

- ・ 発生段階について、これまでの6段階(1未発生期 2海外発生期 3国内発生期 4県内発生・感染拡大期 5まん延期 6小康期)を「準備期」「初動期」「対応期」の3段階に分類。
- ・ 新型コロナウイルス感染症対応で課題となった項目を整理。

○対策の目的

感染拡大を可能な限り抑制し、健康被害及び社会・経済機能への影響を最小限にとどめ、町民生活の安定を確保することを目的とし、対策を講じる。

○発生段階に応じた主な対策

1 実施体制

準備期 (未発生の段階)	初動期 (国内外で初発事例が確認された段階)	対応期 (国内発生～拡大期)
<ul style="list-style-type: none"> ○町計画の見直し ○関係機関との体制整備・強化 ○接種体制の構築に必要な訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○町対策本部設置の検討 ○新型インフルエンザ等の発生が確認された場合の措置 ○迅速な対策の実施に必要な予算の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ○町対策本部の設置 ○緊急事態措置 ○必要な財政上の措置

2 情報提供・共有

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ○感染症等に関する情報提供 ○行政手続等のDXの推進 ○相談窓口設置の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○多様な手段による適切な情報提供 ○相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> ○情報提供の強化

3 予防・まん延防止

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ○感染予防や対応策の啓発、予防接種の重要性の周知 ○食料品・生活必需品の備蓄を推奨 ○要配慮者への対応検討 	<ul style="list-style-type: none"> ○感染予防策の徹底を周知 ○食料品・生活必需品の備蓄を勧奨 ○公共施設の活動自粛 	<ul style="list-style-type: none"> ○臨時休業等の実施 ○必要な生活支援の実施

4 予防接種

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ○予防接種体制の構築 ○予防接種実施の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○特定接種の実施 ○住民接種の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ○予防接種に係る正確な情報の発信

5 医療体制

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ○県の地域医療体制に協力 		

6 町民生活及び町民経済の安定の確保

準備期	初動期	対応期
<ul style="list-style-type: none"> ○要配慮者等の把握、対応検討 ○物資の備蓄 ○火葬能力等の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育及び学びの継続に関する体制整備 ○生活関連物資等の価格安定の要請 ○臨時遺体安置所の準備 	<ul style="list-style-type: none"> ○教育及び学びの継続に関する支援 ○要配慮者への対応 ○臨時遺体安置所の拡充